

III 障がい者を取り巻く環境の変化

1. 障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障がい者施策の基本となる事項を示したものであり、障がいのある人に関する最も基本となる法律です。当法律は、平成23年に見直され、同年8月5日に公布、施行されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方に基づき、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】(平成23年7月29日成立) (平成23年8月5日公布)

総則関係 (公布日施行)

①目的規定の見直し(第1条関係)

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

②障害者の定義の見直し(第2条関係)

- 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

③地域社会における共生等(第3条関係)

- 1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
 - 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - 全て障害者は、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

④差別の禁止(第4条関係)

- 障害者に対する差別は、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないとときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 国は、差別の防止を図るために必要な情報の収集、整理及び提供を行う。

⑤国際的協調(第5条関係)

- 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

⑥国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

⑦施策の基本方針(第10条関係)

- 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- 障害者その他の関係者の意見を聞き、その意見を尊重するよう努める。

基本的施策関係 (公布日施行)

①医療、介護等(第14条関係)

- 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

②教育(第16条関係)

- 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対して十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

③就業【新設】(第17条関係)

- 身近な場所において就業その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策
- 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成
- その他の環境の整備の促進

④職業相談等(第18条関係)

- 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

⑤雇用の促進等(第19条関係)

- 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

⑥住宅の確保(第20条関係)

- 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

⑦公共的施設のパリアフリー化(第21条関係)

- 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む)その他の公共的施設について、円滑に利用できるよう施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

⑧情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- 円滑に情報取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるように、障害者の意思疎通を仲介する者の要成及び派遣等の必要な施策
- 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

⑨相談等(第23条関係)

- 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

⑩文化的競争力の整備等(第25条関係)

- 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

⑪防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- 地域社会において安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

⑫消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

⑬選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

⑭司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

⑮国際協力【新設】(第30条関係)

- 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

障害者政策委員会等 (公布から1年以内に政令で定める日から施行)

①障害者政策委員会(第32~35条関係)

- 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- 障害者基本計画の策定に関する検討審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告

②地方審議会その他の合意制の機関(第36条関係)

- 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加等

附則

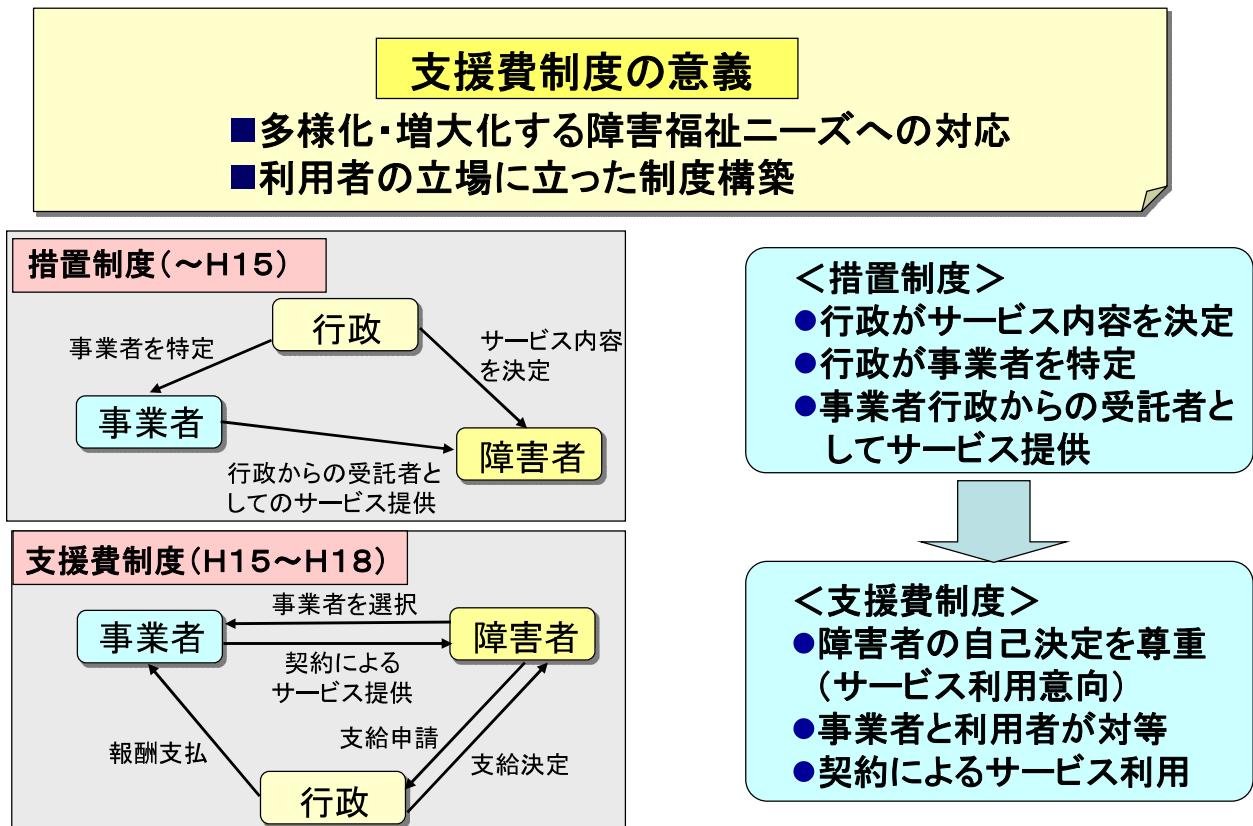
検討(附則第2条関係)

- 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

2. 障害者総合支援法の施行

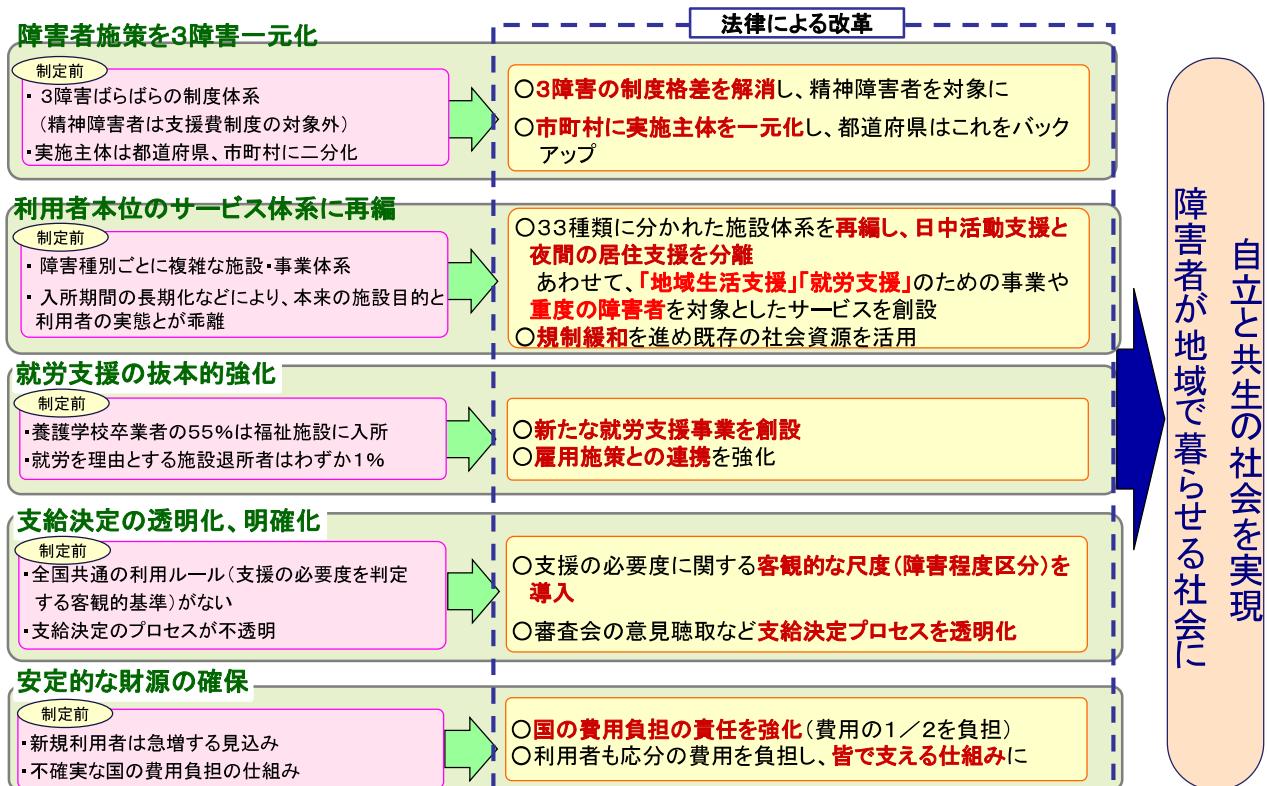
平成15年4月に、それまで行政がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定してきた「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」へと移行しました。

措置制度から支援費制度へ(H15)



しかし、「支援費制度」は、精神障がい者が対象となっていたこと、全国共通の利用ルールがなく、支給決定のプロセスが不透明であったこと、また、利用者の増大に伴いサービス費用も増加し、制度維持が困難となつたことなどにより制度全体の見直しが行われ、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。これにより、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、3障がいを一元化し、就労支援の強化、支給決定の仕組みの明確化、安定的な財源の確保などが図られました。

「障害者自立支援法」のポイント



また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日に公布され、利用者負担の見直し、相談支援体制の充実等の見直しが行われました。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨	公布日施行
－ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記	
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行
－ 利用者負担について、応能負担を原則に － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行
－ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化	
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行
－ 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]	
－ 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大	
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行
－ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)	
－ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設	
－ 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。 その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。]	
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日)から施行
－ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）	
(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、 (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、 (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討	
(1)(3)(6)：公布日施行 (2)(4)(5)：平成24年4月 1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日)か ら施行	

さらに、平成24年6月に成立・公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」と改められ、様々な制度の見直しが図られました。

主な見直しは

【H25.4.1 施行分】

- ① 法の目的に「自立」に代え「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記
- ② 障がい者の定義に難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象を拡大
- ③ 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の追加
(追加された必須事業)
 - ・ 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
 - ・ 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ・ 市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修
 - ・ 意思疎通支援を行う者の養成

【H26.4.1 施行分】

- ④ 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、定義や判定式、調査項目を見直し
- ⑤ 重度訪問介護の対象拡大（重度の知的障がい者、精神障がい者を対象に追加）
- ⑥ ケアホームのグループホームへの一元化
- ⑦ 地域移行支援の対象拡大（保護施設、矯正施設等を退所する障がい者等）

【H30.4.1 施行分】

- ⑧ 自立生活援助（地域で一人暮らしを希望する者への定期巡回訪問等）の新設
- ⑨ 就労定着支援（就労に伴う生活面の課題に対して支援）の新設
- ⑩ 重度訪問介護の対象範囲の拡大
- ⑪ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用の促進（利用者負担の軽減）

【R3.4.1 施行分】

- ⑫ 障がい者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援等
- ⑬ 効果的な就労定着支援
- ⑭ 災害や感染症の発生時も含めた支援の継続を見据えた対応
- ⑮ 障がい福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

となっています。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1. 趣旨

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であつて常時介護をする障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護をする障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

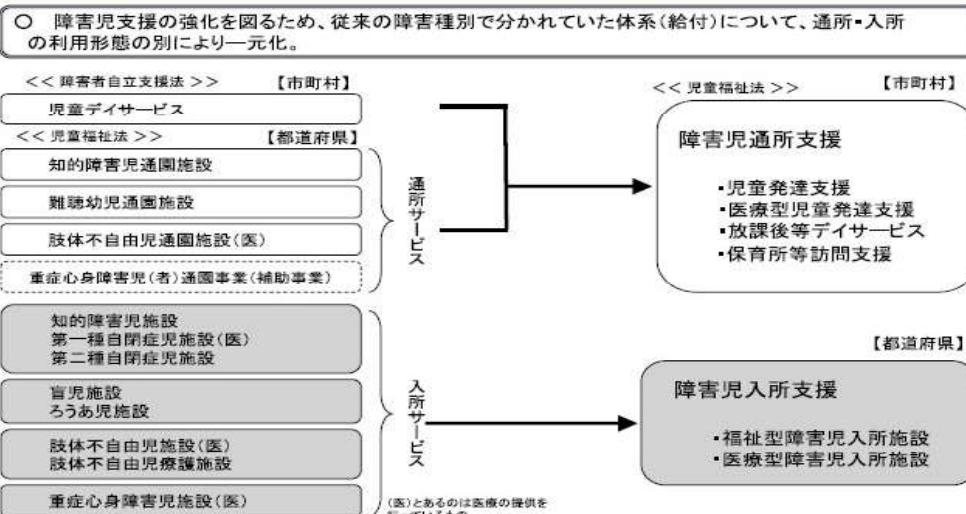
12

3. 児童福祉法の改正

「児童福祉法」は児童の健全な育成、生活の保障及び愛護を理念とし、児童の権利及び必要な支援等を定めた法律です。障がい児に関しては本法律の「第2章 福祉の保障」において、療育の指導、居宅生活の支援等について規定しています。本法律は平成24年4月1日に一部改正され、障がい児支援の体系について、従来の障害種別で分かれていた体系から、通所・入所の利用形態によるものに一元化されました。

また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を目的として、平成28年6月に児童福祉法が一部改正（施行は平成28年6月及び平成30年4月）されました。これにより、「保育所等訪問支援」の対象拡大や「居宅訪問型児童発達支援」といったサービスが新設されました。また、医療的ケアを要する障がい児の支援の充実を図るため、各自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることが規定されたほか、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、各自治体において障がい児福祉計画を策定することなどが規定されました。

障害児支援の体系～平成24年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化～



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (H30.4.1施行　※一部公布日施行あり)

※障害児支援の該当箇所のみ抜粋

【概要】

1 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

2 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 捕装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るために、所要の規定を整備する。

【施行期日】

平成30年4月1日(1(3)については公布の日)

4. 障害者虐待防止法の施行

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。

これにより、平成24年10月1日から、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。

また、虐待の防止や対応の窓口となる市町村障がい者虐待防止センターや県障がい者権利擁護センターが設置されています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

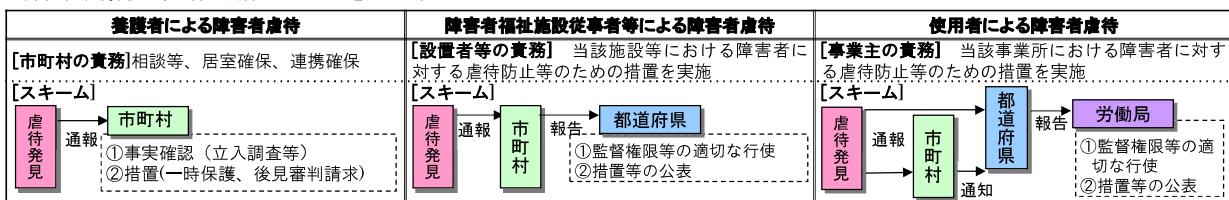
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るために、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 3 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

5. 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、精神障がい者についても、身体障がい者や知的障がい者に加え、雇用が義務となり、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとなります。（平成30年4月1日施行）

また、雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止や、事業主に対し、過重な負担を及ぼさない範囲で、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。（平成28年4月1日施行）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。
ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

（想定される例）

- ・車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日：平成28年4月1日（ただし、2は平成30年4月1日、3（障害者の範囲の明確化に限る。）は公布日）

6. 障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成24年6月に成立（平成25年4月1日施行）し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

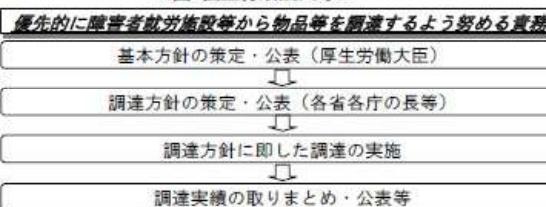
（平成24年6月20日成立、同6月27日公布）

1. 目的（第1条）

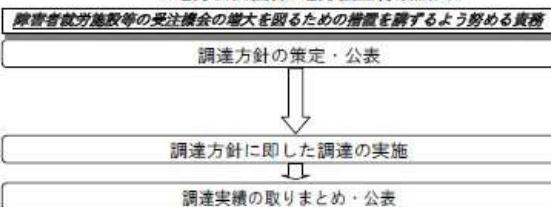
障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

（国・独立行政法人等）



（地方公共団体・地方独立行政法人）



3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第1条～附則第3条）

（1）施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

（2）検討

政府は、以下の事項について、3年内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

（3）税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

7. 障害者差別解消法の施行

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月1日施行）しました。

これは、障害者基本法第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成25年法律第65号>）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るために、当該行為の防止を図るために必要な情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	--

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- | | |
|-------------|------------------------|
| ● 国・地方公共団体等 | ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※ |
| ● 事業者 | ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定 |
- ※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告収集、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談 ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携 ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関する情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

8. 障害者権利条約の批准

近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国は平成19年に同条約に署名し、以来、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、国内法の整備を始めとする様々な取組を進め、平成26年1月に同条約を批准しました。

このことにより、我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなります。

同条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」とは、障がい者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、例えば過度の負担ではないにもかかわらず、段差がある場所にスロープを設置しないなど、障がい者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の不提供」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。

本プランでは、この権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進めます。

障害者権利条約とは

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。

主な内容

- ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）の禁止
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みの設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないことを指す。

9. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月13日に公布、施行されました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要

法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

- ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)
 - ・字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
 - ・社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
 - ・公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
 - ・作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・保存場所の確保 など
- ⑤ 権利保護の推進(13条)
 - ・著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)
 - ・企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整
 - ・支援する体制の整備 など
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
 - ・小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ 相談体制の整備等(16条)
 - ・文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ 人材の育成等(17条)
 - ・①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑨の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ 情報の収集等(18条)
 - ・国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)

* ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動(20条)推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け(6条)

10. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

視覚障害者等の読書環境の整備を推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)が令和元年6月28日に公布、施行されました。

この法律により、地方公共団体は国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定するとともに、実施する責務を有するとされました。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタル図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
 - ・円滑な利用のための支援の充実
 - ・点字図書館における取組の促進など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サビエ図書館を想定）の運営への支援
 - ・関係者間の連携強化など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
 - ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
 - ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
 - ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
 - ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
 - ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
 - ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
 - ・相談体制の整備など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ⑦情報通信技術の習得支援（15条）
 - ・講習会・巡回指導の実施の推進など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

協議の場等（18条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

IV 鳥取県の課題

これまで、鳥取県の現状と今後の見通し、障がい児者を取り巻く環境の変化を見てきましたが、以下のようにまとめることができます。

【現状と今後の見通し】

- ・障がい者数は増加傾向で高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見込まれます。
- ・障害福祉サービスはある程度充実していますが、短期入所や児童発達支援などサービスの種類によっては全国平均を下回るサービスも見られます。
- ・区分別では、身体障がい者は3・4級の中度の方、知的障がい者は中軽度（療育手帳B）、精神障がい者は通院の方が増加し、また今後も増加すると見込まれます。

【障がい者を取り巻く環境の変化】

- ・障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准など障がい者の権利を保障し、地域における共生社会を目指す方針が示されました。
- ・障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、障がい者のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備する方向性が示されました。
- ・児童福祉法の改正など障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応が示されました。
- ・障害者雇用促進法の改正、障害者優先調達推進法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行など、障がい者の雇用促進や就労面、文化芸術活動での支援など障がい者の社会参加を進める方向性が示されました。
- ・読書バリアフリー法により、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現が示されました。

こうした状況により、今後、地域で暮らす障がい児者への支援が益々重要になっていくものと思われます。

- 鳥取県では、これまで様々な障がい児者施策を展開しており、主なものを挙げると、
- 工賃三倍計画の策定、農福（水福）連携推進事業、障害者就労事業振興センターの設立など県独自の就労関係事業の実施
 - 「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動の実施と全国展開
 - 障がい者アスリートの指定強化選手制度の導入
 - 手話言語条例の制定
 - あいサポート条例の制定
 - 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
 - 重症心身障がい児者等を受け入れる事業所への支援
 - 医療型ショートステイ事業を実施する医療機関等への支援
 - N I C Uからの地域移行を支援する訪問看護事業所への支援
 - あいサポート・アートとつりフェスタ（第14回全国障がい者芸術・文化祭とつり大会）の開催
 - 手話パフォーマンス甲子園の開催などがあります。

改めて、障がい者の地域生活を支えるためには、障害福祉サービスのみならず、医療、情報アクセス・コミュニケーション支援、教育、スポーツ・文化芸術活動、権利擁護・虐待防止、防災・防犯対策、住宅、バリアフリー、雇用・就業など幅広い取組が必要となります。そこで、こうした福祉の枠にとらわれない幅広い分野における障がい者施策の計画的かつ総合的な推進を目指し、本プランを策定しました。